

区長報告第四号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、令和五年十二月二十五日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

令和六年二月十四日

港区長 武井雅昭

記

令和五年六月三十日議決を得た工事請負契約（仮称）南青山二丁目公共施設新築工事）の契約金額「十四億三千七百七十万円」を「十五億五万九千円」に変更する。